

「再審法」改正を求める意見書

自分に責任がないにもかかわらず服役させられ、あるいは命を奪われるなど、えん罪により処罰されることは国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審手続はえん罪被害者を救済する最後の手段である。

ところが、現行の刑事訴訟法では、再審手続に関する規定はわずか19箇条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって様々であり、いわゆる再審格差と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れており、再審手続の整備が強く求められている。

現在、通常の刑事事件の裁判では一定の要件のもとで証拠開示が制度化されているが、再審における証拠開示については明文の規定が存在していない。検察や警察といった捜査機関にはえん罪被害者に有利な証拠が存在している可能性があるにもかかわらず、検察官にはそのような証拠を開示する義務がなく、証拠が開示されるかは裁判官及び検察官の裁量にかかっているため、証拠が隠されたまま再審請求を認めない判断が確定することがある。証拠開示の制度化は再審開始決定に大きく影響する。例えば、いわゆる袴田事件においては、再審請求審において検察官が一貫して存在を否定していた「5点の衣類の写真」のネガフィルムを開示させたことが、本年3月の再審開始決定の確定に大きく影響した。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでいる。袴田事件は平成26年3月に再審開始が決定されたが、検察官が不服申立てを行ったため、この決定が確定したのは令和5年3月であり、約9年を要している。検察官の不服申立てにより、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられていることは明らかである。

したがって、国においては、えん罪被害者を早期に救済するため、次の項目について刑事訴訟法の再審規定、いわゆる「再審法」の改正を行うよう強く要望する。

- 1 再審請求審において、全ての証拠を開示するルールを作ること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審手続を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

甲 府 市 議 会